平成２２年（フ）第８５８８号
東京都北区中十条３丁目３―18―201
債務者　阿部　裕昭
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８５９１号
神奈川県横浜市都筑区早渕２丁目９―５
債務者　佐久間由子
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８５９３号
東京都三鷹市大沢６丁目８―５―201
債務者　堀江　静子
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０５号
岡山市南区福富西１丁目６番11号―703号
債務者　岡　　美鈴
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月23日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２８２号
岡山市中区原尾島３丁目２番22―12号
債務者　藤　　義純
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２９２号
岡山市東区瀬戸町旭ヶ丘４丁目１番地16
債務者　岡島　隆行
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２９５号
岡山市中区藤崎715番地20
債務者　佐藤　正志
1　決定年月日時　平成22年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３１９号
岡山市南区洲崎３丁目３番５号　洲崎ハイツ205号
債務者　尾田　若奈（旧姓原田）
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５２１号
東京都昭島市宮沢町494番地11プレイシア1315号
債務者　杉山由美己
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月21日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第５５３号
東京都台東区谷中１丁目２番９号
債務者　宇津木惠江
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月21日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第６１８号
東京都武蔵村山市中原４丁目10番地の11中原ビル302号
債務者　市田　隆広
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月21日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第６２８号
東京都西東京市田無町１丁目２番24―301号
債務者　五十嵐夕紀
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月21日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第８７号
静岡県富士市中野874番地の１、住民票上の住所静岡県富士市大淵789番地の38
債務者　小山　泰央
1　決定年月日時　平成22年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月14日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第６５８１号
東京都大田区東六郷１丁目25―１―306
債務者　山本かおる
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月22日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５８９号
東京都日野市落川465番地の１大塚マンション102
債務者　本間　浩代（旧姓早川）
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月22日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第６０３号
東京都西東京市泉町６丁目３番８号第１岩崎ビル202号
債務者　藤元　勘一
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月22日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１３３号
静岡県富士市天間769番地の２
債務者　浅井　光代
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月８日午前10時
静岡地方裁判所富士支部